

氏名	津島 晃一		
学位の種類	博士（経営管理）		
学位記番号	博甲第五号		
学位授与年月日	平成 29 年 3 月 17 日		
学位授与の要件	嘉悦大学学位規程第 6 条		
学位論文名	中小企業における所有と支配の分離 ―経営者保証による最終決定権の確立―		
論文審査委員	主査教授 三井 逸友	副査教授 黒瀬 直宏	
	副査教授 後藤 俊夫（外部審査員）		

論文審査の結果の要旨

本論文の注目点は何よりもそのパイオニア性にある。①テーマ「中小企業における所有と支配の分離」は、中小企業においては「所有と支配の分離」はありえないという固定観念への挑戦であり、経済学、経営学において無視されていた部分を重要な研究課題として浮かび上がらせた。②本論文は中小企業における「所有と支配の分離」を確立させるものとして企業債務の「経営者保証」が、株を持たない中小企業経営者の「心理的オーナーシップ」を高め、経営に強くコミットメントさせ、ステークホルダーから「最終決定権者」として公的容認を得させるとし、従来学問的には殆ど着目されていなかった「経営者保証」の積極的機能を浮かび上がらせた。③中小企業論としてはオーナーと株を持たない経営者との関係など、中小企業のコーポレートガバナンスという視点からの新たな研究分野の開拓につながる内容をもっている。以上のように本研究は経済学・経営学、中小企業論において研究体系の拡充につながるパイオニア的研究と言える。そのほか、本研究はテーマを実証するため、学際的に 276 本もの先行研究を参照し、自己の主張を可能な限り既成の理論を基に展開し、その恣意性を排除しようと努力している点も評価されてよい。本研究は以上の長所を持つが、「中小企業における所有と支配の分離」の理論づけに成功したか否かは評価が分かれるところだろう。評者はこの研究は中小企業におけるオーナー支配への対抗理論としてまとめるのが適切と考える。また、「中小企業における所有と支配の分離」は企業承継時に「経営者保証」の引継ぎが問題となる日本の特殊性が基になっているとされており、これをそのまま受け取れば、この「分離」は特殊日本的となるが、それで済ませてよいのか、残された研究課題は少なくない。その他、文章表現のわかりにくさも散見される。

このような課題が残るが、本研究が創造的であることは間違いなく、博士号授与に十分値するものと認める。